

公益社団法人日本不動産学会 入会及び退会に関する細則

2013年4月1日制定

2014年5月24日改訂

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第1項の規定に基づき、この法人の会員の入会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、理事会の決議を経て定める入会申込書（別紙1）の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(入会金及び会費)

第3条 入会金及び会費の金額については、定款第7条により別に定める会費規程による。

(退会手続)

第4条 会員は、理事会が定める退会届（別紙2）を、退会日の1箇月前までに提出することにより退会することができる。

(細則の変更)

第5条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、2014年5月24日から施行する。

(別紙1) 入会申込書

(別紙2) 退会届

